

要求水準書【別紙】目次

【別紙 1】	業務内容	1
【別紙 2】	遵守法令等	17
【別紙 3】	業務着手時の提出書類	19
【別紙 4】	業務実施期間中の提出書類	20
【別紙 5】	業務完了時の提出図書	22
【別紙 6】	業務実施体制	24
【別紙 7】	準備機材	25
【別紙 8】	参考図書	26
【別紙 9】	業務移行期間の実施方法等	29
【別紙 10】	業務指標	30
【別紙 11】	東野中継ポンプ場主要設備一覧表	31
【別紙 12】	東茱萸木中継ポンプ場主要設備一覧表	32
【別紙 13】	マンホールポンプ主要設備一覧表	33
【別紙 14】	リスク分担表	34

【別紙 1】業務内容

1 対象区域と対象施設

本業務の対象区域は本市全域とし、対象施設は本市が所管する下水道施設全てとする。参考に本市の下水道施設の概要を表 1.1 に示す。

表 1.1 対象施設

汚水管	雨水管	ポンプ場	マンホールポンプ	雨水調整池等
約 194 k m	約 66 k m	2 箇所	24 箇所(戸別含む)	11 箇所

(令和 2 年 3 月末日現在)

2 日常的維持管理業務

(1) 住民対応・事故対応業務

- ① 受託者は、住民対応・事故対応業務（公共枿及び取付管の閉塞調査及び解消作業を含む。以下同じ。）における体制を定め、本市に届け出ること。また、業務内容における確認事項、対応・措置、報告等について、本市と事前に調整・確認を行うものとする。
- ② 受託者は、本市及び住民からの連絡を 24 時間 365 日受付が可能な体制をとり、公共枿及び取付管などの官側施設に起因する排水の詰まりや悪臭などの苦情等の連絡に対し、住民対応・事故対応業務については、速やかに対応できる体制を整えるものとする。
- ③ 受託者は、本市及び住民からの連絡を 24 時間 365 日受付が可能な体制をとり、その要請により、速やかに公共枿及び取付管の閉塞調査及び解消作業を行うこととする。
- ④ 委託の範囲は、本市の所管する下水道管路から取付管を経て、公共枿までとし、詰まり等の不具合の官民見極め等を含むものとする。それより上流の私有地内の排水設備は、個人の管理とし、この閉塞解消作業には含まれていない。私有地内の排水設備の閉塞解消作業を行う場合の費用負担は、個人負担となるため、当該個人と受託者の適正に締結した契約に基づく行為に関しては、個人に対し請求するものとする。
- ⑤ 受託者は、公共枿及び取付管の閉塞調査及び解消作業にあたっては、取付管用テレビカメラ、小型高圧洗浄機、清掃機器一式等を使用することとし、これらを使用しても解消できない場合は、本市に連絡をしたうえで、受託者が緊急清掃作業（高圧洗浄車・強力吸引車等）の手配を行うものとする。
- ⑥ 受託者は、現場における住民への説明（原因や処置内容）について、丁寧でわかりやすい言葉で行うこと。

- ⑦ 閉塞解消作業において、不良、破損等を確認し、速やかに補修等が必要な場合は、本市へ報告し、指示に従うこと。
- ⑧ 住民対応などの業務過程において陥没等の事故が判明した場合には、速やかに現地を確認の上、通行者等の安全を確保し、二次災害防止に努めるとともに、本市に連絡をして指示を受けること。また、原因者（加害者）がいる場合は、原因者又はその代理人（保険会社等）と本市との間の調整を支援する。
- ⑨ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黒板等を入れて撮影すること。
- ⑩ 受託者は、住民対応・事故対応業務について、住民からの連絡の受付、苦情の内容及び対応等の情報を整理し、その結果を、速やかに本市へ報告するものとする。
- ⑪ 受託者は、住民対応・事故対応業務について、蓄積された情報を整理し、**住民対応一覧表**にてデータ管理を行い、予防保全型の維持管理に努めることとする。
- ⑫ 受託者は、住民に対して受託者が住民対応及び事故対応業務の窓口となることを、十分にPR活動すること。

(2) 災害対応業務

- ① 受託者は、災害対応時における連絡体制、出動体制及びその待機基準を定め、本市に届け出ること。なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に本市と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。
- ② 受託者は、災害対応時において管路施設に被災又は管路施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、本市と密に連絡・調整を行うとともに、予め緊急点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めるものとする。
- ③ 本市は、緊急時及び災害対応等における連絡体制を受託者に通知するものとする。

(3) 統括管理業務

- ① 受託者は、契約後、速やかに統括管理責任者を選任し、本市に届け出ること。また、内容を変更したときも同様とする。
- ② 統括管理責任者は、本業務の最高責任者として、全ての各種業務の業務内容を理解しており、一元的に統括管理し、本市との窓口となり、本業務を管理する能力がある者であること。また、全ての各種業務の主任技術者を指揮、監督及び教育を行うとともに、技術の向上及び事故の未然防止に努めるものとする。
- ③ 統括管理責任者は、契約書、要求水準書、完成図書その他の関係書類により、本業務の目的、内容を十分に理解して、施設の機能を把握し、履行状況を常に把握

すること。また、本市と密接な連絡をとり、本業務を適正かつ円滑な遂行を図るものとする。

- ④ 統括管理責任者は、現場で生じる各種課題や本市からの要望に対し、相応かつ迅速な意思決定を可能とするよう努めることができる者であること。
- ⑤ 統括管理責任者は、本業務に関する本市への積極的な提案、本市との必要な情報交換を行うものとする。
- ⑥ 受託者は、統括管理責任者が事故、病気などにより不在となる場合は、速やかに代務者を選任し、本市に対して書面により届け出るものとする。

3 計画的維持管理業務

(1) 管路清掃業務

- ① 受託者は、管路清掃業務における業務体制を定め、本市に届け出ること。
- ② 管路清掃業務の対象箇所は、本市が指定する定期清掃作業【別図1 定期清掃箇所】と緊急清掃作業とし、予定数量は、表 3.1 に示す。また、本業務の履行期間中に、本市と受託者が協議し、必要に応じて、定期清掃作業の対象箇所を変更する。

表 3.1 管路清掃予定数量

業務内容	単位	数量	給水方法
定期清掃作業 緊急清掃作業	日	100	狭山水みらいセンターで給水

- ③ 管路清掃業務には、定期清掃作業と緊急清掃作業日数を含んで 100 日を見込んでいる。また、本市の指示等により、緊急清掃作業が発生し、作業時間が 1 日に満たない場合は、原則、緊急清掃作業の出動回数 3 回で 1 日とみなす。
- ④ 本市の指示により、上記の予定日数を履行期間内で上回った場合、変更の対象とする。この場合、増額分は、本市の積算基準に基づいた管路清掃業務金額に契約金額との落札率を乗じた金額とする。
- ⑤ 管路清掃業務における交通誘導員は、1 日あたり 2 名を見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。
- ⑥ 管路清掃業務に使用する使用機材は、高圧洗浄車・強力吸引車等、その他の業務に必要な機械器具は作業に適するものを使用するとともに、本業務に支障のないように、受託者で迅速に配備すること。
- ⑦ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黑板等を入れて撮影すること。
- ⑧ 受託者は、緊急清掃作業に係る連絡の受付、苦情の内容及び対応等の情報を整理し、その結果を速やかに報告するものとする。

- ⑨ 受託者は、蓄積された情報を整理し、**管路清掃一覧表**にてデータ管理を行い、予防保全型の維持管理に努めることとする。

(2) 管路点検業務

- ① 受託者は、管路点検業務における業務体制を定め、本市に届け出ること。
- ② 管路点検業務の対象箇所及び予定数量は、**表 3.2**とし、本業務の履行期間中に、本市と受託者が協議し、必要に応じて、管路点検業務の対象箇所を変更する。

表 3.2 管路点検対象箇所及び予定数量

業務内容	単位	数量	対象箇所
管口カメラ点検工	箇所	753(昼) 475(夜)	【別図 2 管路点検箇所】
目視点検工	箇所	102(昼)	

- ③ 管路点検業務の点検方法・判定基準について、**【別紙 8 参考図書】**に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。
- ④ 管路点検業務における交通誘導員は、1日あたり2名を見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。
- ⑤ 本市の指示により、上記の予定箇所数を履行期間内で上回った場合、変更の対象とする。この場合、増額分は、本市の積算基準に基づいた管路点検業務金額に契約金額との落札率を乗じた金額とする。
- ⑥ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黒板等を入れて撮影すること。
- ⑦ 受託者は、管路点検業務中、管路内に緊急対応が必要な異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じて、本市に報告するものとする。
- ⑧ 受託者は、管路点検業務中、管路内に緊急対応が必要な異常を発見した場合は、本市と協議を行い、補修等が必要と判断された場合、別途契約を行い、補修工事等を実施する。
- ⑨ 受託者は、蓄積された情報を整理し、**管路点検一覧表**にてデータ管理を行い、予防保全型の維持管理に努めることとする。

(3) 不明水調査業務

- ① 受託者は、不明水調査業務における業務体制を定め、本市に届け出ること。
- ② 不明水調査業務の対象箇所は、本市の指定箇所及び受託者の提案を踏まえて、本業務着手後、本市と協議し決定するものとする。不明水調査業務の予定数量は、**表 3.3**に示す。

表 3.3 不明水調査予定数量

業務内容	単位	数量	標準作業日数
流量計測工	箇所	10	15 日計測/箇所

- ③ 不明水調査の期間は、約 0.5 か月以上の優位な降雨による流量変動の連続観測データを取得することを基本とし、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。
- ④ 雨量データは、市内に設置された雨量計データ（日単位及び時間単位）を提供する。
- ⑤ 不明水調査業務の測定方法、記録及び報告書について、【別紙 8 参考図書】に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。
- ⑥ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黒板等を入れて撮影すること。
- ⑦ 受託者は、蓄積された情報を整理し、不明水調査一覧表にてデータ管理を行い、予防保全型の維持管理に努めること。

4 ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務

(1) ポンプ場保守点検及び緊急対応業務

- ① 受託者は、ポンプ場保守点検及び緊急対応業務における業務体制を定め、本市に届け出ること。
- ② ポンプ場保守点検及び緊急対応業務の対象施設は、東野中継ポンプ場及び東茱萸木中継ポンプ場の 2 箇所とし【別図 3 ポンプ場及びマンホールポンプ箇所】に示す。対象施設の概要について、表 4.1 及び表 4.2 に示す。

表 4.1 ポンプ場対象施設

施設名称	東野中継ポンプ場
施設場所	大阪狭山市東野中 5 丁目 477 番地 4
施設面積	930 m ²
排除方式	汚水ポンプ場
供用開始年月	昭和 55 年 9 月
ポンプ施設	6.5 m ³ /分×2 台 ・ 6.2 m ³ /分×1 台

表 4.2 ポンプ場対象施設

施設名称	東茱萸木中継ポンプ場
施設場所	大阪狭山市東茱萸木 1 丁目 1757 番地 254
施設面積	230 m ²

排除方式	汚水ポンプ場
供用開始年月	平成元年4月
ポンプ施設	1.85 m ³ /分×2台 ・ 1.6 m ³ /分×1台

- ③ ポンプ場の保守点検業務は、点検方法・判定基準について、【別紙8参考図書】に基づき、1年間に2回行い、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。
- ④ ポンプ場の主要設備は、【別紙11 東野中継ポンプ場主要設備一覧表】及び【別紙12 東茱萸木中継ポンプ場主要設備一覧表】のとおりとする。
- ⑤ 受託者は、ポンプ場の各設備の給油状態や油漏れを適切な頻度で確認し、常に適量を保つように措置を講じること。また、各設備の異音や振動、腐食や破損及び電圧や電流値の異常が発見された場合は、軽微な補修であれば、速やかに適切な措置を講じること。軽微な補修とは次のとおりとする。
- (ア)各設備のオイル交換及びグリースアップ
 - (イ)各設備に付属する消耗部品の交換、短時間で完了する分解・修理・清掃作業
 - (ウ)自動通報装置や制御に関する発信器の点検及び調整
 - (エ)自家発電機のオイル交換及び燃料補充
 - (オ)その他、記載のない事項は、本市と受託者との協議のうえ決定する
- ⑥ ポンプ場の保守点検及び緊急対応業務について、業務上必要とする次の費用は、受託者が負担する。
- (ア)油脂類（オイル・重油・グリース・補修用塗料）
 - (イ)軽微な補修時の消耗部品
 - (ウ)清掃作業に必要な道具及び発生したゴミの処分
 - (エ)制御盤や屋内外の蛍光灯や電球
 - (オ)衛生用品
 - (カ)その他、記載のない事項は、本市と受託者との協議のうえ決定する。
- ⑦ 受託者は、ポンプ場の電気計装設備の点検について、有資格者による点検を行い、異常が発見された場合は、速やかに適切な措置を講じて、本市へ報告すること。
- ⑧ 受託者は、緊急対応業務について、24時間365日受付が可能な体制をとり、速やかに対応できる体制を整えるものとする。
- ⑨ 受託者は、ポンプ場の各設備に設置している自動通報装置から異常通報が発報された場合、速やかに出動し、適切な措置を講じること。
- ⑩ 受託者は、東野中継ポンプ場については、巡視点検業務として、1週間に3回・2時間程度の運転状態の監視・調整作業を行い、異常の有無を発見したら、速やかに本市へ報告すること。また、管理棟・沈砂池等の建築施設についても、点検し、異常があれば本市へ報告すること。
- ⑪ 受託者は、東野中継ポンプ場及び東茱萸木中継ポンプ場の屋内施設及び屋外について、常に清潔な状態を保つため、適切な頻度で清掃を行うこと。

- ⑫ 受託者は、東野中継ポンプ場及び東茱萸木中継ポンプ場の機械設備等の法定点検を含む定期点検を行うこと。
- ⑬ 受託者は、東野中継ポンプ場及び東茱萸木中継ポンプ場については、毎日の汚水送水量を記録用紙に記載すること。
- ⑭ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黒板等を入れて撮影すること。
- ⑮ 受託者は、蓄積された情報を整理し、**ポンプ場対応一覧表**にてデータ管理を行い、予防保全型の維持管理に努めること。

(2) マンホールポンプ保守点検及び緊急対応業務

- ① 受託者は、マンホールポンプ保守点検及び緊急対応業務における業務体制を定め、本市に届け出なければならない。
- ② マンホールポンプ保守点検及び緊急対応業務の対象施設は、市内マンホールポンプ 18 箇所及び戸別マンホールポンプ 6 箇所とし、**【別図 3 ポンプ場及びマンホールポンプ箇所】**に示す。対象施設の概要については、**表 4.3** 及び**表 4.4**に示す。

表 4.3 市内マンホールポンプ対象施設

施設名称	施設場所	供用開始	ポンプ施設
東野中継マンホールポンプ	大阪狭山市 東野中 5 丁目 477 番地 4	平成 4 年	0.82 m ³ /分×2 台
東野西四丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 東野西 4 丁目 840 番地 2	平成 6 年	0.70 m ³ /分×2 台
池尻自由丘マンホールポンプ	大阪狭山市 池尻自由丘 2 丁目 25 番 9 号	平成 3 年	0.22 m ³ /分×2 台
池之原一丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 池之原 1 丁目 1334 番地	平成 7 年	0.70 m ³ /分×2 台
狭山五丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 狭山 5 丁目 2213 番地 9	平成 2 年	1.30 m ³ /分×2 台
狭山二丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 岩室 1402 番地 2	平成 1 年	0.70 m ³ /分×4 台
今熊二丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 今熊 2 丁目 358 番地 3	平成 7 年	0.90 m ³ /分×2 台
今熊七丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 今熊 7 丁目 178 番地 2	平成 6 年	0.70 m ³ /分×2 台
半田三丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 半田 5 丁目 1597 番地 2	平成 6 年	0.70 m ³ /分×2 台
半田五丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 半田 5 丁目 2661 番地 2	平成 6 年	1.40 m ³ /分×4 台
茱萸木三丁目マンホールポンプ	大阪狭山市 茱萸木 3 丁目 127 番地 2	平成 3 年	0.70 m ³ /分×2 台

茱萸木七丁目 マンホールポンプ	大阪狭山市 茱萸木 7 丁目 1519 番地 14	平成 5 年	0.82 m ³ /分×2 台
茱萸木七丁目東 マンホールポンプ	大阪狭山市 茱萸木 7 丁目 1493 番地 1	平成 10 年	0.62 m ³ /分×2 台
大野中第 1 マンホールポンプ	大阪狭山市 大野台 4 丁目 401 番地 226	平成 7 年	1.00 m ³ /分×2 台
大野中第 2 マンホールポンプ	大阪狭山市 大野中 529 番地 8	平成 16 年	0.22 m ³ /分×2 台
東池尻二丁目 マンホールポンプ	大阪狭山市 東池尻 2 丁目 1182 番地 9	平成 26 年	0.70 m ³ /分×2 台
半田五丁目第 2 マンホールポンプ	大阪狭山市 半田 5 丁目 1238 番地 3	平成 26 年	0.70 m ³ /分×2 台
東茱萸木二丁目 マンホールポンプ	大阪狭山市 東茱萸木 1 丁目 1757 番地 208	平成 30 年	0.70 m ³ /分×2 台

表 4.4 戸別マンホールポンプ対象施設

施設名称	施設場所	供用開始	ポンプ施設
池之原二丁目 戸別マンホールポンプ	大阪狭山市 池之原 2 丁目地先	平成 8 年	0.20 m ³ /分×2 台
岩室三丁目 戸別マンホールポンプ	大阪狭山市 岩室 3 丁目地先	平成 9 年	0.20 m ³ /分×2 台
茱萸木五丁目 戸別マンホールポンプ	大阪狭山市 茱萸木 5 丁目地先	平成 22 年	0.27 m ³ /分×2 台
大野中① 戸別マンホールポンプ	大阪狭山市 大野中地先	平成 9 年	0.20 m ³ /分×2 台
大野中② 戸別マンホールポンプ	大阪狭山市 大野中地先	平成 8 年	0.22 m ³ /分×2 台
狭山四丁目 戸別マンホールポンプ	大阪狭山市 狭山 4 丁目地先	昭和 62 年	1.30 m ³ /分×2 台

- ③ マンホールポンプの保守点検業務は、点検方法・判定基準について、【別紙 8 参考図書】に基づき、1 年間に 2 回行い、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。
- ④ 本市の指示により、上記の対象施設数が追加になった場合、変更の対象とする。この場合、増額分は、本市の積算基準に基づいたマンホールポンプ維持管理業務金額に契約金額との落札率を乗じた金額とする。
- ⑤ マンホールポンプの主要設備は、【別紙 13 マンホールポンプ主要設備一覧表】のとおりとする。
- ⑥ 受託者は、マンホールポンプの各設備の給油状態や油漏れを適切な頻度で確認し、常に適量を保つように措置を講じること。また、各設備の異音や振動、腐食や破損及び電圧や電流値の異常が発見された場合は、軽微な補修であれば、速やかに適切な措置を講じること。軽微な補修とは次のとおりとする。
- (ア) 各設備のオイル交換及びグリースアップ

- (イ)各設備に付属する消耗部品の交換、短時間で完了する分解・修理・清掃作業
- (ウ)自動通報装置や制御に関する発信器の点検及び調整
- (エ)その他、記載のない事項は、本市と受託者との協議のうえ決定する
- ⑦ マンホールポンプの保守点検及び緊急対応業務について、業務上必要とする次の費用は、受託者が負担する。
 - (ア)油脂類（オイル・重油・グリース・補修用塗料）
 - (イ)軽微な補修時の消耗部品
 - (ウ)清掃作業に必要な道具及び発生したゴミの処分
 - (エ)制御盤や屋内外の蛍光灯や電球
 - (オ)衛生用品
 - (カ)その他、記載のない事項は、本市と受託者との協議のうえ決定する。
- ⑧ 受託者は、マンホールポンプの電気計装設備の点検について、有資格者による点検を行い、異常が発見された場合は、速やかに適切な措置を講じて、本市へ報告すること。
- ⑨ 受託者は、緊急対応業務について、24時間365日受付が可能な体制をとり、速やかに対応できる体制を整えるものとする。
- ⑩ 受託者は、マンホールポンプの各設備に設置している自動通報装置から異常通報が発報された場合、速やかに出動し、適切な措置を講じること。
- ⑪ 受託者は、マンホールポンプ施設について、常に清潔な状態を保つため、適切な頻度で清掃を行うこと。
- ⑫ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黒板等を入れて撮影すること。
- ⑬ 受託者は、蓄積された情報を整理し、マンホールポンプ対応一覧表にてデータ管理を行い、予防保全型の維持管理に努めること。

5 計画策定業務

(1) スtockマネジメント計画策定業務（管路修繕・改築計画策定業務）

- ① 受託者は、管路修繕・改築計画策定業務における業務体制について定め、本市と事前に確認事項について協議すること。
- ② 管路修繕・改築計画策定業務については、点検・調査結果に基づき、施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5年間の修繕・改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの管路を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕改築を行うかを検討する。

- ③ 管路修繕・改築計画策定業務における予定数量については、本業務の管路調査業務の調査延長とする。また、積算上、対策必要延長は調査延長の約 20%とする。
- ④ 診断
診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。
(ア)異常の程度の評価
(イ)緊急度・健全度の判定
- ⑤ 対策の必要性検討
診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。
- ⑥ 修繕・改築の優先順位の検討
従来 of 施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。
- ⑦ 対策範囲の検討
優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。管きょ以外に検討施設とした施設（マンホール、取付管、柵、マンホールふた）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。
- ⑧ 長寿命化対策検討対象施設の選定
長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。
- ⑨ 改築方法の検討
改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。
- ⑩ 実施時期の設定及び概算費用の算出
長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5年程度の実施時期を設定する。また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。
- ⑪ 修繕・改築計画のとりまとめ
検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。
- ⑫ 照査
受託者は、計画策定全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施すること。
(ア)情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

- (イ) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (ウ) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (エ) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

⑬ 完成図書

- (ア) 報告書 A 4・3 部
- (イ) 修繕・改築計画図 原図一式・白焼き 3 部
- (ウ) 打合せ議事録 A 4・3 部
- (エ) その他参考資料 原稿一式
- (オ) 上記図書の電子成果品 CD-R 又は DVD-R 一式

⑭ 管路修繕・改築計画策定業務における本要求水準書に記載のない事項については、**【別紙 8 参考図書】**を参考とし、本市と協議のうえ、実施すること。

⑮ 管路修繕・改築計画策定業務については、別途、業務委託契約を締結するため、業務委託契約書に定めている契約約款に基づいて業務を履行すること。

(2) 業務継続計画変更業務

- ① 受託者は、業務継続計画変更業務における業務体制について定め、本市と事前に確認事項について協議すること。
- ② 業務継続計画変更業務については、「下水道 B C P 策定マニュアル 2019 年版（地震、津波、水害編）」に基づき、施設浸水対策を含む B C P の見直しを行うとともに、これらのうち、被災時のリスクの高い下水道施設については、対策浸水深や対策箇所 の優先順位等を明らかにした耐水化計画を策定する。
- ③ 基礎調査
 - (ア) 下水道 B C P の策定体制と平時の運用体制
 - (イ) 災害時の体制と現有リソース等の設定
 - (ウ) 中小地方公共団体における最低限の下水道 B C P 策定の留意事項
- ④ 業務継続の検討
 - (ア) 災害規模等の設定
 - (イ) 被害想定に基づく業務量の把握
 - (ウ) 被害想定に基づくリソースの把握
 - (エ) 優先実施業務の選定
 - (オ) 許容中断時間の把握
 - (カ) 対応の目標時間の決定
- ⑤ 非常時対応計画
 - (ア) 非常時対応計画の整理
- ⑥ 前対策計画
 - (ア) 事前対策

- (イ) 下水道台帳等の整備及びそのバックアップ
- (ウ) 資機材の確保（備蓄及び調達）
- (エ) 関連行政部局との連絡・協力体制の構築
- (オ) 支援・受援体制の構築
- (カ) 民間企業等との協定の締結・見直し
- (キ) 住民等への情報提供及び協力要請
- (ク) 復旧対応の記録
- ⑦ 訓練・維持改善計画
 - (ア) 訓練計画
 - (イ) 維持改善計画
- ⑧ 完成図書
 - (ア) 報告書 A 4・3 部
 - (イ) 概要版 A 4・3 部
 - (ウ) 打合せ議事録 A 4・3 部
 - (エ) その他参考資料 原稿一式
 - (オ) 上記図書の電子成果品 CD-R 又は DVD-R 一式
- ⑨ 業務継続計画変更業務における本要求水準書に記載のない事項については、【別紙 8 参考図書】を参考とし、本市と協議のうえ、実施すること。
- ⑩ 業務継続計画変更業務については、別途、業務委託契約を締結するため、業務委託契約書に定めている契約約款に基づいて業務を履行すること。

(3) スtockマネジメント計画策定業務に伴う管路調査業務

- ① 受託者は、管路調査業務における業務体制について定め、本市と事前に確認事項について協議すること。
- ② 管路調査業務の対象箇所及び予定数量は、表 5.1 とし、本業務の履行期間中に、本市と受託者が協議し、必要に応じて、管路調査業務の対象箇所及び予定数量を変更する。

表 5.1 管路調査対象箇所及び予定数量

業務内容	単位	数量	対象箇所
本管テレビカメラ調査工	m	8100(昼) 2000(夜)	【別図 4 管路調査箇所】
高圧洗浄車清掃工	m	8100(昼) 2000(夜)	

- ③ 管路調査業務の調査方法・判定基準について、【別紙 8 参考図書】に基づき、本市と事前に調整・確認を行い、実施すること。

- ④ 管路調査業務における交通誘導員は、1日あたり2名を見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。
- ⑤ 受託者は、作業記録写真を撮影し、業務報告書に添付して本市に提出すること。作業記録写真には、作業日時、作業件名、作業場所、作業対象及び受託者を明記した黑板等を入れて撮影すること。
- ⑥ 受託者は、管路調査業務中、管路内に緊急対応が必要な異常を発見した場合は、速やかに適切な措置を講じて、本市に報告するものとする。
- ⑦ 受託者は、管路調査業務中、管路内に緊急対応が必要な異常を発見した場合は、本市と協議を行い、補修等が必要と判断された場合、別途契約を行い、補修工事等を実施する。
- ⑧ 完成図書

(ア) 報告書	A 4・3部
(イ) 打合せ議事録	A 4・3部
(ウ) その他参考資料	原稿一式
(エ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式
- ⑨ 管路調査業務については、別途、業務委託契約を締結するため、業務委託契約書に定めている契約約款に基づいて業務を履行すること。

6 修繕・改築工事

(1) 実施設計業務

- ① 受託者は、改築工事に伴う実施設計業務における業務体制について定め、本市と事前に確認事項について協議すること。
- ② 実施設計業務における予定数量については、本業務の管渠更生工事の延長とする。
- ③ 資料収集

上位計画図書、下水道台帳、既設管の竣工図書、土質調査、構造計算書、その他の必要な資料の収集及び確認、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書、本管下水量又は水位調査の資料の収集及び確認
- ④ 既設管調査

TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管きよの劣化状況や堆積物、支障物件等の有無等を管路施設内にて把握。測距、地盤高、管底高、管きよ断面、人孔の形状の測定等
- ⑤ 現場環境調査

道路状況、周辺状況の把握
- ⑥ 設計計画

既設管の健全度評価、流下能力の評価、構造性能の評価、設計方針、更生工法の選定等

- ⑦ 各種計算
更生管等の計算
- ⑧ 耐震設計
耐震設計に必要な資料の収集、特性の把握、地盤条件、管きょ条件、レベル1及びレベル2地震動、耐震設計に対する照査
- ⑨ 設計図作成
系統図、平面図、縦断面図、構造図等の作成
- ⑩ 数量計算
管更生、事前事後処理等の数量計算
- ⑪ 照査
設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性
- ⑫ 完成図書

(ア)位置図、系統図	原図一式・白焼き 3部
(イ)設計図(平面図、縦横断面図、仮設図等)	原図一式・白焼き 3部
(ウ)水理計算書	A4・3部
(エ)構造計算書(耐震設計計算書含む)	A4・3部
(オ)数量計算書	A4・3部
(カ)報告書	A4・3部
(キ)打合せ議事録	A4・3部
(ク)その他参考資料	原稿一式
(ケ)上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式
- ⑬ 実施設計業務における本要求水準書に記載のない事項については、【別紙8参考図書】を参考とし、本市と協議のうえ、実施すること。
- ⑭ 実施設計業務については、別途、業務委託契約を締結するため、業務委託契約書に定めている契約約款に基づいて業務を履行すること。

(2) 管渠更生工事

- ① 受託者は、管渠更生工事における施工体制について定め、本市と事前に調整、確認を行うものとする。
- ② 管渠更生工事の施工計画については、設計図面や現場条件、既設管流量等を十分に確認し、工法検討や施工方法などについて、本市と事前に協議のうえ施工するものとする。
- ③ 管渠更生工事の対象箇所及び予定数量は表 6.1 とし、本業務の履行期間中に、本市と受託者が協議し、必要であれば、管渠更生工事の対象箇所及び予定数量を変更する。

表 6.1 管渠更生工事対象箇所及び予定数量

管径及び材質	単位	数量	対象箇所
φ 500 mmヒューム管	m	302.47	【別図 5 管渠更生箇所図】
φ 400 mmヒューム管	m	30.13	
φ 300 mmヒューム管	m	425.71	

- ④ 管渠更生工事の年間の事業量は、本市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑤ 管渠更生工事における交通誘導員は、1日あたり3名を見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。
- ⑥ 管渠更生工事の適用工法は、公益財団法人日本下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を取得している工法で、「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン（案）」で示す要求性能に適合する工法でなければならない。また、採用する工法については、建設技術審査証明に係る資料を提出のうえ、本市の承諾を得ること。
- ⑦ 管渠更生工事における、本要求水準書に記載のない事項については、【別紙 8 参考図書】を参考とし、本市と協議のうえ、実施すること。
- ⑧ 管渠更生工事については、別途、工事請負契約を締結するため、工事請負契約書に定めている契約約款に基づいて工事を行うこと。

(3) 修繕・補修工事

- ① 受託者は、修繕・補修工事における施工体制について定め、本市と事前に調整、確認を行うものとする。
- ② 修繕・補修工事は、本市が指定する調整池補修工事と緊急補修工事とし、調整池補修工事の対象箇所と予定数量は、表 3.4 に示す。また、本業務の履行期間中に、本市と受託者が協議し、必要であれば、調整池補修工事の対象箇所及び予定数量を変更する。

表 3.4 調整池補修工事予定数量

工事内容	単位	数量	対象箇所
土砂搬出工	m ³	1000	市内調整池
立入防止柵補修工	式	1	

- ③ 調整池補修工事の具体的な箇所は、本業務着手後、本市と協議し決定するものとする。
- ④ 調整池補修工事の年間の事業量は、本市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑤ 調整池補修工事における交通誘導員は、1日あたり1名を見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。

- ⑥ 緊急補修工事は、本市の指示や受託者の提案による緊急に必要な工事で、別途契約を締結し、実施するものとする。
- ⑦ 修繕・補修工事における本要求水準書に記載のない事項については、【別紙8参考図書】を参考とし、本市と協議のうえ、実施すること。
- ⑧ 修繕・補修工事については、別途、工事請負契約を締結するため、工事請負契約書に定めている契約約款に基づいて工事を行うこと。
- ⑨ 修繕・補修工事において、発生する廃棄物の処理については、法令等に基づき適正に処分すること。

【別紙2】 遵守法令等

- (1) 健康保険法
- (2) 労働基準法
- (3) 労働者災害補償保険法
- (4) 消防法
- (5) 建設業法
- (6) 建築基準法
- (7) 港湾法
- (8) 毒物及び劇物取締法
- (9) 道路法
- (10) 下水道法
- (11) 中小企業退職金共済法
- (12) 道路交通法
- (13) 河川法
- (14) 電気事業法
- (15) 騒音規制法
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (17) 水質汚濁防止法
- (18) 酸素欠乏症等防止規則
- (19) 労働安全衛生法
- (20) 雇用保険法
- (21) 振動規制法
- (22) 環境基本法
- (23) 個人情報の保護に関する法律
- (24) 職業安定法
- (25) 水道法
- (26) 電気工事士法
- (27) 電波法
- (28) 大気汚染防止法
- (29) 地方自治法
- (30) 地方公営企業法
- (31) 大阪狭山市下水道条例
- (32) 都市計画法
- (33) 電気事業法
- (34) 悪臭防止法
- (35) 計量法

- (36) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- (37) 地球温暖化対策の推進に関する法律

【別紙3】業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
業務着手届	2	・契約締結後速やかに提出すること。
身分証明書発行申請書	2	・契約締結後速やかに提出すること。 ・業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
統括管理責任者、主任技術者届、照査技術者及びその他の担当技術者	2	・契約締結後速やかに提出すること。 ・また変更する場合も速やかに提出すること。
全体業務計画書	2	・契約締結後速やかに提出すること。
再委託届 ※該当する場合	2	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ① 再委託先の名称 ② 再委託の種類、期間、範囲等 ③ 再委託先に対する指導方法等 ④ その他本市が指示する事項
行政財産使用許可申請書	2	・契約締結後速やかに提出すること。

【別紙 4】 業務実施期間中の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
年間業務計画書	2	<ul style="list-style-type: none"> ・全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに当該年度の業務実施計画について、本市と協議のうえ提出すること。 ・2年度目以降は、各年度3月25日までに、翌年度の業務実施計画について、本市と協議のうえ提出すること。
月間業務計画書	2	<ul style="list-style-type: none"> ・各月25日までに、翌月の計画について提出すること。
年間業務報告書 (年次報告書)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度4月5日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
月間業務報告書 (月次報告書)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・各月5日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。
週間業務予定表 (週間工程表)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、前週の木曜日までに提出すること。
打合せ議事録	2	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せの都度、提出すること。
作業日報	1	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が提出を求めた時。
住民対応一覧表	2	<ul style="list-style-type: none"> ・月間及び年間業務報告書提出時に提出すること。
管路清掃一覧表	2	<ul style="list-style-type: none"> ・月間及び年間業務報告書提出時に提出すること。
管路点検一覧表	2	<ul style="list-style-type: none"> ・月間及び年間業務報告書提出時に提出すること。
不明水調査一覧表	2	<ul style="list-style-type: none"> ・月間及び年間業務報告書提出時に提出すること。

ポンプ場対応一覧表	2	・月間及び年間業務報告書提出時に提出すること。
マンホールポンプ対応一覧表	2	・月間及び年間業務報告書提出時に提出すること。
資料・物品貸与申請書	1	・資料及び物品を借用するに当たって提出すること。
緊急連絡表	1	・夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。
各種届出書の写し	1	・法令に基づき、官公署へ届け出た文書の写しを提出すること。

【別紙 5】業務完了時の提出図書

1 共通業務

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
業務完了届	2	・業務終了後、速やかに提出すること。
全体業務報告書	2	・業務終了後、速やかに提出すること。
その他参考資料	2	・業務終了後、速やかに提出すること。
上記図書の電子成果品 (CD-R 又は DVD-R)	2	・業務終了後、速やかに提出すること。

2 日常的維持管理業務

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
住民対応・ 事故対応業務報告書	2	・業務終了後、速やかに提出すること。 ・住民対応一覧表の情報をとりまとめて、今後の対策や考察を記載すること。
災害対応業務報告書	2	・業務終了後、速やかに提出すること。 ・災害発生時の状況や復旧作業をとりまとめること。

3 計画的維持管理業務

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
管路清掃業務報告書	2	・業務終了後、速やかに提出すること。 ・管路清掃一覧表の情報をとりまとめて、今後の対策や考察を記載すること。
管路点検業務報告書	2	・業務終了後、速やかに提出すること。 ・管路点検一覧表の情報をとりまとめて、今後の対策や考察を記載すること。
不明水調査業務報告書	2	・業務終了後、速やかに提出すること。 ・不明水調査一覧表の情報をとりまとめて、今後の対策や考察を記載すること。

4 ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
ポンプ場保守点検業務報告書	2	<ul style="list-style-type: none">・業務終了後、速やかに提出すること。・ポンプ場対応一覧表の情報をとりまとめて、今後の対策や考察を記載すること。
マンホールポンプ場保守点検業務報告書	2	<ul style="list-style-type: none">・業務終了後、速やかに提出すること。・マンホールポンプ対応一覧表の情報をとりまとめて、今後の対策や考察を記載すること。

5 計画策定業務及び修繕・改築工事

その他業務については、別紙において記載している内容と本市の指示によるものとする。

【別紙6】業務実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに次に掲げる統括管理責任者、主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。
- (2) **統括管理責任者**は、本業務の最高責任者として全ての各種業務の業務内容を理解しており、一元的に統括管理し、本市の窓口となり、本業務を管理する能力を有する者であること。また、各種業務の主任技術者を指揮、監督及び教育を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めるものとする。
- (3) **主任技術者**は、下水道施設の維持管理に関する技術及び経験を有する者であること。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
- (4) 日常的維持管理業務、計画的維持管理業務、ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務における**主任技術者**は、下水道管路及び下水道施設の維持管理に関しての専門的知識及び経験を有し、専門技士や作業員に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者であること。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。この場合、隣接市町村における同様の業務従事者を充てることも可能とする。
- (5) 日常的維持管理業務、計画的維持管理業務、ポンプ場及びマンホールポンプ維持管理業務における**担当技術者**は、作業に応じた適切な機械器具の操作・使用ができ、業務従事者へ指示が適切にできる者であること。また、概ね市内の対応場所まで1時間以内に現地に到着できる体制をとること。この場合、隣接市町村における同様の業務従事者を充てることも可能とする。
- (6) 計画策定業務及び実施設計業務における**主任技術者及び照査技術者**は、技術士（総合管理部門－上下水道または上下水道部門）の資格を有している者であること。なお、主任技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。
- (7) 修繕・改築工事（実施設計業務を除く）における**主任技術者**は、下水道管路施設工事の監理技術者又は、主任技術者として適切に業務を実施できる者であること。
- (8) 主任技術者等は、本市及び本市下水道施設に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。概ね履行場所まで1時間以内に到着すること。
- (9) 受託者は、下水道施設の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等の危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (10) 受託者は、資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (11) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。

【別紙7】 準備機材

機材名	用途	業務事務所等への常備
高圧洗浄車・強力吸引車	管路清掃業務及び管路調査業務に使用	不要
本管用テレビカメラ	管路調査業務に使用	不要
管口カメラ	管路点検業務に使用	不要
取付管用テレビカメラ 小型高圧洗浄機 清掃機器一式	住民対応・事故対応業務に使用	必要
作業車両	各種業務に使用	必要
酸素濃度等測定器	下水道施設の内部の作業に使用	必要
発電機・送風機	下水道施設の内部の作業に使用	必要
発電機・水中ポンプ	住民対応・事故対応業務及び下水道施設内の水替え作業に使用	必要

※1 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の本業務に必要となる備品等を含む。

※2 常備が必要なものに関しては、迅速に対応できる配備とする。

【別紙8】参考図書

- (1) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き (案) (国土交通省)
- (2) 下水道事業のStockマネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (3) 下水道BCP策定マニュアル (国土交通省)
- (4) 雨水管理総合計画策定ガイドライン (国土交通省)
- (5) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン (国土交通省)
- (6) 下水道事業の手引き (国土交通省・日本水道新聞社)
- (7) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (9) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル (日本下水道協会)
- (10) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (日本下水道協会)
- (11) 排水設備事務要覧 (日本下水道協会)
- (12) 下水道排水設備指針と解説 (日本下水道協会)
- (13) 下水道管路施設Stockマネジメントの手引き (日本下水道協会)
- (14) 下水道施設耐震計算例ー管路施設編ー (日本下水道協会)
- (15) 下水道施設耐震計算例ー処理場・ポンプ場編ー (日本下水道協会)
- (16) 下水道の地震対策マニュアル (日本下水道協会)
- (17) 下水道土木工事必携 (案) (日本下水道協会)
- (18) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (19) 下水道用設計積算要領 設計委託編 (日本下水道協会)
- (20) 下水道用設計積算要領 ポンプ場・処理場施設 (機械・電気設備) 編 (日本下水道協会)
- (21) 下水道用設計積算要領 管路施設 (開削工法) 編 (日本下水道協会)
- (22) 下水道用設計積算要領 管路施設 (管きょ更生工法) 編 (日本下水道協会)
- (23) 下水道施設維持管理積算要領 管路施設編 (日本下水道協会)
- (24) 下水道施設維持管理積算要領 処理場・ポンプ場施設編 (日本下水道協会)
- (25) 下水道管路管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)
- (26) 下水道管路管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)
- (27) 管きょの修繕に関する設計・施工の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (28) 取付け管の更生工法に関する設計・施工の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (29) マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (30) 下水道管路施設災害復旧支援マニュアル (日本下水道管路管理業協会)

- (31) 自立管・製管工法（ら旋巻管）に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (32) 下水道施設電気設備のストックマネジメント実施に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (33) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (34) 下水道マンホールポンプ施設の改築計画に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (35) 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (36) 下水道施設電気設備の更新方法に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (37) 分流式下水道における雨天時侵入水対策計画策定マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (38) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (39) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)（管路診断コンサルタント協会）
- (40) 下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (41) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (42) 日本工業規格（JIS）
- (43) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）（日本規格協会）
- (44) 水理公式集（土木学会）
- (45) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (46) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (47) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (48) 道路構造令，同解説と運用（国土交通省，日本道路協会）
- (49) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (50) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (51) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (52) 大阪狭山市下水道標準構造図
- (53) 大阪狭山市下水道技術基準
- (54) 大阪府下水道設計指針
- (55) 大阪府土木工事共通仕様書
- (56) 大阪府土木施工管理基準
- (57) 大阪府土木請負工事必携
- (58) 大阪府機械電気設備請負工事必携
- (59) 雨天時侵入水対策ガイドライン（案）（国土交通省）
- (60) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）（国土交通省）

- (61) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- (62) 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（日本下水道協会）

【別紙 9】業務移行期間の実施方法等

- (1) 受託者は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、契約締結日から履行開始日前日までの期間において、本市又は前受託者からの業務の引継ぎ及び技術指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにすること。この引継ぎ及び技術指導を受けるにあたり必要となる費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、次期受託者の契約締結日から本履行期間満了日までの2ヶ月程度の期間において、次期受託者に対し業務の引継ぎ及び技術指導を行うものとする。ただし、受託者がこの引継ぎ及び技術指導を行うにあたり必要となる費用は、次期受託者の負担とする。
- (3) 引継ぎに関する事項は、書面、図面、写真等により分かりやすい引継ぎ書を作成するものとする。なお、引継ぎ書作成にあたっては、次の点に留意すること。
 - ① 下水道施設及び設備等の特性や固有の状況
 - ② 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の内容
 - ③ 住民対応・事故対応業務において、交渉又は係争中である事案の内容
 - ④ データベース等保管情報の運用方法
 - ⑤ 各種計画書及び報告書の作成方法
 - ⑥ 緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
 - ⑦ その他本市または受託者が必要とする事項
- (4) 業務の引継ぎ及び技術指導の実施にあたって疑義がある場合は、本市及び受託者は相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

【別紙 10】 業務指標

業務指標としては、下表を目標値とする。達成できない場合は、発生原因や検証を行い、報告する必要がある。

分類		指標の名称	目標値	単位
管理状況	機能障害と劣化状況	道路陥没箇所数	0.013	箇所/km/年
		下水道本管の詰まり等事故発生件数	0.012	件/km/年
		取付管の詰まり等事故発生件数	0.002	件/箇所/年

下記の指標（参考）については、本契約期間内に適切な目標値を設定するため検討すること。全ての業務指標について、目標値を設定し、評価するものではない。

分類		指標の名称	単位
管理状況	機能障害の劣化	マンホールポンプ施設の老朽化率	%
		管路の老朽化率	%
		マンホールふたの老朽化率	%
		管きよの損傷率	%
		マンホール躯体の損傷率	%
		公共汚水樹の損傷率	%
		取付管の損傷率	%
	実施業務量	マンホールの目視調査実施率	%
		硫化水素濃度測定実施率	%
		不明水調査率	%
使用者サービスと情報公開	悪臭に関する苦情件数	件/km	
	マンホール蓋に関する苦情件数	件/km	
	工事・作業に対する苦情件数	件/km	
	連絡・相談・苦情の内、公共施設に関する件数	%	
	連絡・相談・苦情の受付率	%	
	連絡・相談・苦情の処理率	%	
環境への配慮	悪質下水流出報告回数	回	

【別紙 11】 東野中継ポンプ場主要設備一覧表

機器・設備名	形状・寸法	設置数
沈砂池流入電動ゲート	800 mm×800 mm	2 台
粗目スクリーン	100 mmピッチ	1 台
揚砂ポンプ	0.5 m ³ /min、φ80 mm	1 台
揚砂ポンプ吊上げ装置	0.5t	1 台
揚砂分離機		1 台
自動除塵機	掻揚げ 3 m ³ /min	1 台
篩渣破碎机	7.5kw	1 台
コンテナ吊上げ装置	1.0t	1 台
バイパススクリーン	25 mmピッチ	1 台
沈砂池後方手動ゲート	800 mm×1200 mm	2 台
ポンプ井水位計		2 基
主ポンプ	6.5 m ³ /min×2 台・6.2 m ³ /min ×1 台	3 台
軸封水ポンプ	0.06 m ³ /min	2 台
排水ポンプ（主ポンプ室）	0.5 m ³ /min	1 台
電磁流量計		1 台
排水ポンプ（流量計ボックス）	0.3 m ³ /min	1 台
受電設備及び変圧器盤		1 式
各操作制御盤		1 式
自動通報装置		3 基
自家用発電機	300KVA	1 台
天井走行クレーン	2.5t 吊	1 台
手動チェーンブロック	3.0t 吊、5.0t 吊	2 台
燃料小出し槽	990ℓ	1 台

【別紙 12】 東茱萸木中継ポンプ場主要設備一覧表

機器・設備名	形状・寸法	設置数
ポンプ井水位計		1 基
主ポンプ	1.85 m ³ /min×2 台・1.6 m ³ /min ×1 台	3 台
排水ポンプ（主ポンプ室）	0.3 m ³ /min	1 台
電磁流量計		1 台
受電設備及び変圧器盤		1 式
各操作制御盤		1 式
自動通報装置		1 基
自家用発電機	60KVA	1 台
手動チェーンブロック	2.5t 吊	1 台
燃料小出し槽	98ℓ	1 台

【別紙 13】 マンホールポンプ主要設備一覧表

機器・設備名	形状・寸法	設置数
ポンプ井水位計		1 基
主ポンプ	1.4 m ³ /min~0.2 m ³ /min	2 台
各操作制御盤		1 式
自動通報装置		1 基

【別紙 14】 リスク分担表

本市と受託者のリスク分担について、下記の表によらない場合は、その都度、協議のうえ決定する。

リスクの種類	リスクの内容	本市	受託者
募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更によるもの	○	
応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		○
契約リスク	優先交渉事業者と契約締結できない又は契約手続に時間を要するもの	○	○
税制変更リスク	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等広く一般的に適用されるもの		○
	消費税の変更及び新税設立等に関するもの	○	
環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題(有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等)に関するもの		○
	受託者以外が行う業務に起因する環境問題(有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等)に関するもの	○	
第三者賠償リスク	要求水準書等に従って本業務を履行しても避けることができないもの	○	
	受託者の業務履行上の過失により損害を及ぼす通常の不法行為によるもの		○
	施設の維持管理及び工事等、業務履行の不備・未達によるもの		○
	上記以外のもの(本市が行う業務に起因する事故等)	○	
不可抗力によるリスク	災害、天災等によるもの	○	
受託者の債務不履行リスク	事業の中断・放棄等		○
	受託者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達		○
本市の債務不履行リスク	本市による債務不履行	○	
契約条件変更リスク	本市の提示条件、指示及び判断の不備による業務条件変更	○	
	上記以外のもの		○
契約遅延リスク	本市の計画、設計条件の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	○	
	上記以外のもの		○

契約費用増加リスク	本市の計画、設計条件の変更により契約に必要な費用が増加するもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の契約不適合リスク	未調査等による状況把握が困難な範囲における既存施設の契約不適合	○	
	上記以外の既存施設の契約不適合	※1	○
施設損傷リスク	受託者の責（帰責事由）に起因するもの		○
	本市の責（帰責事由）に起因するもの	○	
技術革新リスク	専ら受託者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○
利用者対応リスク	本業務の履行に係る下水道使用者からの苦情及びトラブル	※2	○
事業終了時の延長リスク	受託者の責による事象によるもの	○	

※1 適正な管理状態にある場合は、受託者にリスク分担を求めない。

※2 受託者の責、もしくは過去業務におけるものはリスク分担を求めない。